

議長／ただいまから令和6年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1から第5を一括して議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第48号千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、議案第51号千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して御説明申し上げます。

いずれも、本年の特別職報酬等審議会による答申を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、議員報酬及び区長等の給料の額を引き上げるとともに、期末手当について、年間の支給月数を0.4か月分引き上げるほか、3月期に支給する手当を廃止し、6月期及び12月期の年2回の支給とするものでございます。

期末手当のうち来年度以降の支給に係る改正につきましては令和7年4月1日から、その他の改正につきましては本年12月1日から施行いたします。

議案第49号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して御説明申し上げます。

職員の給与につきまして、本年の特別区人事委員会による報告及び勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、給料月額を引き上げる給料表の改定を行い、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるとともに、段階的に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる扶養手当の改正をするほか、医師等に係る初任給調整手当の額を引き上げるものでございます。

また、会計年度任用職員の給与につきまして、常勤職員に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるものでございます。

給料表及び初任給調整手当のうち本年度の支給に係る改正につきましては、本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち本年12月期に係る改正につきましては公布の日から、その他の改正につきましては令和7年4月1日から施行いたします。

以上、5議案につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案のうち、議案第49号及び第52号の2議案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいま説明のありました5議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第6を議題にします。

執行機関から提案理由の説明をお願いします。

副区長。

副区長／議案第53号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

幼稚園教育職員の給与につきまして、本年の特別区人事委員会による報告及び勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、給料月額を引き上げる給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるほか、段階的に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる扶養手当の改正をするものでございます。

給料表の改正につきましては、本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち本年12月期に係る改正につきましては公布の日から、その他の改正につきましては令和7年4月1日から施行いたします。

以上、御説明申し上げます。

御審議の上、何とぞ原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長／ただいま説明のありました議案第53号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。

その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、明日11月29日、企画総務委員会及び文教福祉委員会終了後に開会し

ます。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

散会します。